

平成26年第5回玉城町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年11月7日（金）  
招集の場所 玉城町議会議場  
開 議 平成26年11月7日（金）（午前9時00分）  
出席議員 1番 中西 友子      2番 北 守      3番 坪井 信義  
4番 北川 雅紀      5番 中瀬 信之      6番 山口 和宏  
7番 奥川 直人      8番 山本 静一      9番 前川 隆夫  
10番 川西 元行      11番 風口 尚      12番 小林 豊  
13番 小林 一則

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	北岡 明
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
農業委員会事務局長兼産業振興室長	中世古憲司	総務課長補佐	見並 智俊		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和      同 書 記 宮本 尚美      同 書 記 藤井 亮太

日 程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第71号 和解について
- 第4 議案第72号 平成26年度玉城町一般会計補正予算（第3号）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。

よって、平成26年第5回玉城町議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。  
それでは、開会にあたり町長より臨時会召集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

臨時会召集の挨拶

○町長（辻村 修一）平成26年第5回玉城町議会臨時会を開会いただきましてありがとうございます。  
議員のみな様方には平素から町の行事にご出席を賜って大変盛上げていた

だいていることを厚くお礼申し上げる次第です。本臨時会としてお願いをいたします案件につきましては、すでにご案内のとおり玉城町の長年の課題となっておりました「佐田土地区画整理事業に伴っての地盤沈下によるところの損害賠償請求事件について解決に向けてご審議をお願いするものでございます。なにとぞ宜しくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

9番 前川 隆夫 君                      10番 川西 元行 君

の2名を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（風口 尚）次に、日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間とすることに決定しました。

### 議案の審議

○議長（風口 尚）次に、日程第3 議案第71号 和解について及び日程第4 議案第71号 平成26年度玉城町一般会計補正予算（第3号）を一括議案といたします。町長より提案理由の説明を求めます。辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第71号 和解につきまして提案理由を申し上げます。名古屋高等裁判所、平成25年第1058号損害賠償請求控訴事件について、別紙のとおり和解したいので地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決をお願いするという内容でございます。次のページをご高覧賜りたいと思っておりますが、まず、1といたしまして相手方住所氏名といたしまして、郵便番号が5190414 三重県度会郡玉城町佐田〇〇番地被控訴人〇〇〇〇氏、以下省略をさせていただいて、裏面の次のページの上から3行目、〇〇〇〇氏まで17名が相手方住所氏名でございます。その下の事件名といたしましては、申し上げておりますように損害賠償請求控訴事件、平成25年第1058号、3といたしまして所轄の裁判所が名古屋高等裁判所民事第1部でございます。次に事件の内容といたしまして本件は控訴人が玉城町佐田の玉城町に行った土地区画整理地において住宅を建築したが廃棄物が埋まっていたため地盤沈下が生じ、建物に被害が生じたことを理由として玉城町に対し損害賠償を求めた事案である。平成25年11月7日に言い渡された一審判決は控訴人らの請求を棄却し、これを不服とする控訴人らが名古屋高等裁判所に控

訴したところ、同裁判所から和解の勧告があったと。

和解の内容としましては、1、玉城町は控訴人らに対し、本件解決金として5千万円の支払い義務があることを認める。2、玉城町は控訴人らに対し、前項の金員を平成26年11月28日限り、控訴人ら代理人名義の金融機関の口座に振込む方法により支払う。ただし、振込み手数料は玉城町の負担とする。3、控訴人らはその後の請求を放棄する。4、控訴人ら及び玉城町は本件に関し本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを確認する。5といたしまして、訴訟費用は第1審2審を通じて各自の負担とする。という和解の勧告がございました。改めて重複をいたしますけれども本議案につきましては、佐田土地区画整理事業地盤沈下に伴う損害賠償請求控訴事件でございまして、和解するために地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

控訴人らが玉城町佐田の玉城町が行った土地区画整理地に住宅を建築した。しかし、廃棄物が埋まっていたため、地盤沈下が生じ、建物に被害が生じたことを理由に玉城町に損害賠償を求めた事案であることは申し上げておるところでございます。

これも繰り返しですが、平成25年11月7日に言い渡されました一審判決では、控訴人らの請求を棄却し、これを不服とする控訴人らが名古屋高等裁判所に控訴しておりましたが、この度、名古屋高等裁判所より早期円満解決のため和解の勧告がありました。和解の内容は前段申し上げた議案のとおりでございます。

そこで、玉城町といたしましては、名古屋高等裁判所の和解の勧告を真摯に受け止め、調停の申し立てより長期間が経過していること並びに控訴人らとの紛争を早期に解決するため、本件の和解に応じることが望ましいと総合的に判断したものでございます。

以上の内容が提案理由でございます。何とぞ宜しくお願い申し上げます。

次に議案第72号といたしまして、平成26年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、只今の前段の議案に関連いたします解決金5千万円と訴訟費用として顧問弁護士報酬金86万4千円を予算計上し、この財源として財政調整基金繰入金金を充てようとするものであります。

なお、補足は省略させていただきます。

以上、宜しくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は、終わりました。

これより、各議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第71号 和解について質疑を行います。

発言を許します。

2番 北 守君

○2番（北 守）ちょっとお伺いしたいということで、和解という形で円満に解決され

る方向が示されたということは私自身は大変良かったやないかと思っている次第です。ご存知のように和解というのは、両者双方が互いに譲歩しあって、争いをやめることを約するいわゆる契約ごとやということで、民法では695条で規定しているわけなんです。平たく言えば、自由な意思により互いが譲り合うということで、今町長も総合的な判断を示してということでしたんですが、和解そのものは色々と種類あるわけなんです。例えば交通事故を起したときに示談とかいうことも和解にはいつてくるということで、今回のケースは、裁判所の中で高裁のほうで示された訴状をしたときの和解ということで提案があったわけなんです。この和解というのはどの程度のいわゆる効力があるものなのか。また、法的にはどのようなものなのか。その点お伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）はっきり言って質問の要旨が分かりぬくい部分がございますけども、やはり今まで、長年の懸案の課題を玉城町としてどういうふうな解決をしていくかという方向付けを議会で賜って今日に至ってきとるわけでありまして、その中の1審の中では、除斥期間を理由にして勝訴を意志しましたけども、その中の理由の中に造成工事の際、玉城町におきましても、廃棄物撤去指示等の注意義務違反が指摘されておるといふようなことあったりいたしまして、非控訴人の住宅を建ててもらえる皆さん方が長年苦しんでおられるという実状もあるわけでありまして、早期に円満解決をするというふうなことで裁判所の判断での和解金、そういうものが示され、それに従うというものでございます。只今提案で申し上げたとおり、それが今後引きずっていくというものではないわけでありまして。

裁判所の判決と同じ効力と、こういう考え方でございます。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）町長の答弁で裁判所と同じ判決ということで確認させていただきました、といいますのは例えば法的な判断を示すわけではないのでいわゆる勝訴敗訴というのは有得ないということで、これは判例にはなっていないということですけども、今おっしゃってみえるように和解といえども判決と同等の効力を有するものやということで理解させていただきましたので宜しく申し上げます。万が一の話ということで話をさせてもらうんで、架空のことやというたら、架空のこととして、受けとっていただきたいんですが、これと同等の事例が生じた場合は、これも参考に1つの例示として、町としてこれを基にして判断されていくのかどうか。それからもう1つは一番心配することなんです。いわゆる第三者、当事者同士は別ですけど、第三者の方から異議の申し立て、例えば5千万円の支出がなかなか納得がいかへんと、住民監査請求等が起こった場合、もちろん議会も責任を負わないかんわけですけども、この場合判決と同等であるということで、住民に説明されるのかどうか。どう説明していくのかどうか。これは万が一の話ですので、その点含めてお聞きします。

○議長（風口 尚）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）万が一のご心配の質問ですけれども、当然のことながら、発生いたしました内容に応じて真摯に対応していくというお答えしか今は申し上げられませんけれども、それはその都度、議会と協議をしながら対応していく考え方でございます。

○議長（風口 尚）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑無しと認めます。

次に討論を行います。

まず 反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第 72 号 平成 26 年度玉城町一般会計補正予算（第 3 号）について質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました案件は終了いたしました。

これにて平成 26 年第 5 回玉城町議会臨時会を閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、平成 26 年第 5 回玉城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会にあたり 町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）閉会にあたりお礼の挨拶を申し上げます。議員の皆様方には、玉城町が抱える約 30 年来の負の課題に対して、その解決に向けて温かいご理解をいただきました。厚くお礼を申し上げます。そして、この機会に 1 点だけご心配をいただき、ご理解を賜ってますことで、ご報告申し上げますが、玉城病院の内科医が一部三重大の事情によりまして引き上げられておりましたけれども、日赤の村林院長はじめ医師のみなさん方の大変なご理解によりまして、先月の 28 日から応援をいただいております。こういう形でございました。不安が解消できましたこと厚くお礼を申し上げます。今後も病院運営につきましても、格別のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（風口 尚）閉会にあたりまして一言お礼申し上げたいと思います。議員各位には大変熱心なご審議を賜りまして閉会の運びになりましたことを厚く御礼申し上げます。また、議事の進行にもご協力いただきましたことを重ねてお礼申し上げたいと思います。今年も残すところ、あと 2 ヶ月を切ったということでございまして、大変月日の経つ早さに驚くばかりでございますけれども、これからまた師走に向かって大変忙しい時期になってこようかと思っておりますけれども、また朝晩大変気温が低くなって参ります。くれぐれもご自愛いただきまして、更なる町政発展にご尽力賜りますことをお願い申し上げます。まして挨拶といたします。ご苦労様でございました。

（午前 9 時 19 分 散会）